

仁和会訪問看護ステーション

(訪問看護・介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人 仁和会が開設する、仁和会訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う訪問看護及び、介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、対象者の心身の状況を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

2. 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。

3. 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う方と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業の運営)

第3条 1 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2. 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師・理学療法士・作業療法士によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

名 称 一般財団法人 仁和会訪問看護ステーション

所在地 東京都八王子市明神町4丁目8番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

①管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

②看護職員：保健師、看護師

* 常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤とする)。

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：*必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する

(営業日・営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第7条1 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

(1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書(以下「指示書」という。)により、看護師等が利用者を訪問して(介護予防)訪問看護計画書を作成し、指定(介護予防)訪問看護を実施する。

(2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように助言する。

2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第8条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

(1) 病状・障害・全身状態の観察

(2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助

(3) 床ずれの予防・処置

- (4) ターミナルケア(末期がん、老衰など)
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (7) チューブ等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーションに関する事
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は 20 分未満・30 分未満・1 時間分未満・1 時間 30 分未満のいずれか、又は、利用者の希望と必要性により、それ以上の時間も可能とする。

(2) 医療保険の対象者

①介護保険の要介護の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」の方は、回数の制限は無しとする。

②①以外の方は、週 3 日までの訪問看護とする。又、1 回の訪問看護時間は概ね 30 分から 1 時間半程度とする。

③但し、利用者が急激な症状の悪化等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の『特別指示書』の交付があった場合、交付の日から 14 日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

(利用料)

第 9 条 利用料金等は、以下の通りとする。

1. 介護保険指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その 1 割から 3 割の額とする。料金表は別添の通りとする。
2. 要介護の認定を受けていない方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、1 日につき基本利用料として、高齢者の医療の確保に関する法律 第 78 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。
3. 要介護の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方（健康保険証をお持ちの方）は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。
4. 1 以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。
5. 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。

6. 利用料金は原則として、口座振替とする。

7. その他の利用料金は以下の通りとする。

(1) 介護保険

通常の事業の実施地域（第10条に定める地域）を越えて行う介護保険指定訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。

(2) 医療保険

- ①利用者の申出による休日または17時以降の時間外に訪問した際の訪問看護料金
 - ②利用者の申出による長時間に当たる訪問料金
 - ③利用者の申出による死後の処置に伴う費用
 - ④指定訪問看護を開始するにあたり、予め利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
 - ⑤ ①②③は、別添利用料金表の通りとする。
 - ⑥駐車代（コインパーキング）等は実費相当額を徴収する。
- 8 料金については、予め利用者や家族に文書で説明し、利用料について承諾を得て、支払いに同意する旨の文章に署名、捺印をしていただくこととする。
- 9 キャンセル料については、やむを得ない事情を除き 2,000 円を徴収する。

(介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域)

第10条 介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、原則として八王子市・日野市とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条

1. 緊急時の対応方法については、予め主治医、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。
2. 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。主治医と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
3. 訪問看護師等は、前項について然るべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第12条

1. 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、速やかに対応する。
2. 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(コンプライアンス)

第13条

1. ステーションは法令、社会規範、就業規則、法人内諸規則等を厳格に順守し、社会的良識をもって公正な行動に努め、地域に根差した医療と介護を実践する。
2. 苦情、事故、ハラスメント等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図り、かつ、その原因を究明し、防止策を検討する。
3. 訪問看護におけるコンプライアンス
 - ・ ステーションは労働基準法及び訪問に関連する諸法令を遵守する。
 - ・ 利用者とのトラブル対応 (第14条)
 - ・ 事故トラブルの対応 (第15条)
 - ・ ハラスメント対応 (第16条)
 - ・ 虐待の防止 (第17条)
 - ・ 個人情報の漏洩防止 (第18条)
 - ・ 災害・感染対策 (第19・20条)

(衛生管理等)

- 第14条1 事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(衛生管理等)

- 第15条1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2. 事業所が知り得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供について必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介

護予防訪問看護の提供継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(医療 DX 推進体制に関する事項)

第 17 条 事業所はより質の高い看護を目指し、医療 DX 推進体制を整え、看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した情報を基に、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供する。

(事故発生時の対応と事故処理)

第 18 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。

2. 事業所はサービス提供に伴って、事業の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保存する。
4. 事業所は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じる。

(1)虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業員に十分に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止の為の指針を整備する。

(3)従業員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。

2. 事業所はサービス中に、当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 20 条 当事業所は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内 ②継続研修 年 2 回

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、退職後も同様とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人（仁和会）と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は、平成7年11月7日から施行する。

- | | |
|------------|-------------|
| 平成13年12月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 平成18年11月6日 | 一部改正して施行する。 |
| 平成20年4月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 平成23年5月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 平成25年4月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 平成27年12月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 平成30年4月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 令和元年10月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 令和3年4月1日 | 一部改正して施行する。 |
| 令和6年4月1日 | 一部改正して施行する。 |